

<対策のポイント>

開発途上国における世界農業遺産認定の支援並びに認定後のコミュニティ強化及び地域振興に係る人材育成を通じた持続可能な農業の推進を図ります。

<政策目標>

アフリカ、中南米等の開発途上国において世界農業遺産の申請地域を新たに育成。（5地域の認定申請 [平成34年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

開発途上国における世界農業遺産人材育成事業 16（17）百万円

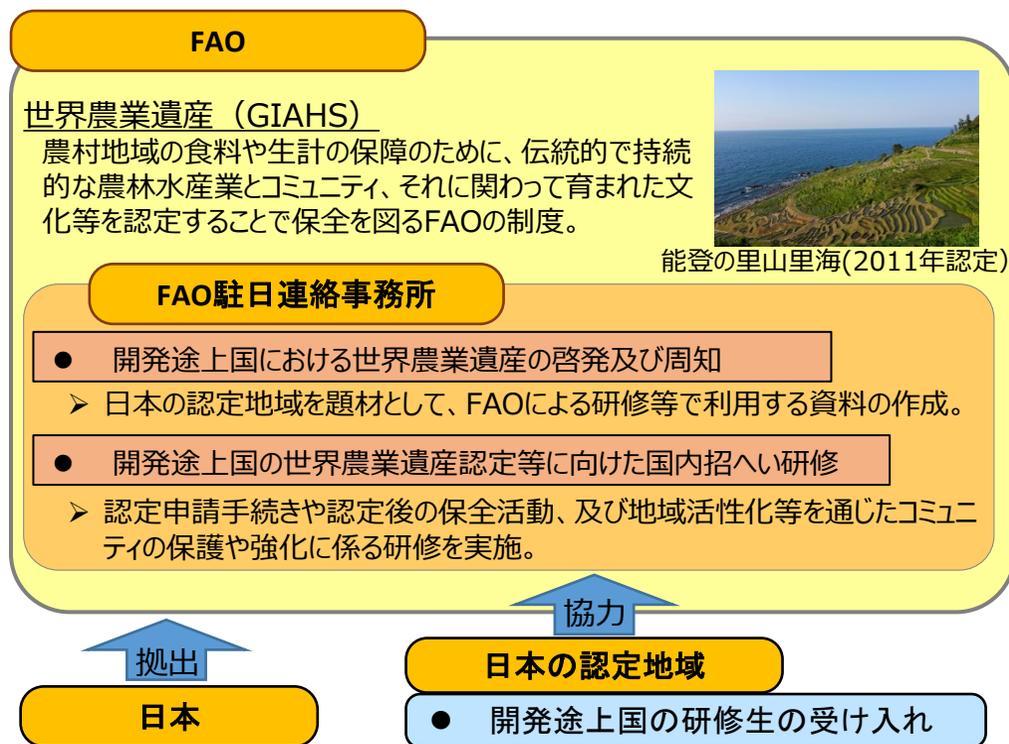
<背景>

- 開発途上国の貧困削減には、食料安全保障の観点から**持続可能な農林水産業の推進やコミュニティの保護や強化が重要です。**
- 他方、開発途上国においては、これらについての理解や必要な**人材が不足している**ことから、**アフリカや中南米などから協力要請**が来ています。
- 開発協力大綱において、これらに資する人材育成の推進が盛り込まれているところです。

<目的>

- 持続可能な農林水産業の推進やコミュニティの保護、強化に資する**世界農業遺産(GIAHS)の普及啓発及び人材育成を通じ、開発途上国の貧困の削減**を図ります。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
(2) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-6744-0250)